

2025 年 7 月作成

機械器具 64
歯科用探針
一般医療機器 歯科用探針 JMDN35812000

MR インサーター

【禁忌・禁止】

破折・破損等の原因になるため、改造等を行わないこと。

【形状・構造及び原理等】



【原材料】

作業部：ステンレス鋼製
把柄部：シリコンゴム製

【使用目的又は効果】

歯科診療で触診等に用いる器具である。

【使用方法等】

本品は、縁下歯石の探知や歯根面の触知に用いる器具である。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 使用前に洗浄・滅菌してから使用すること。
- 本品は患者毎に取り換えて使用すること。

【使用上の注意】

- ①使用目的以外は使用しないこと。
- ②使用前に必ず、洗浄・滅菌〔保守・点検に係る事項〕を参照すること。
(オートクレーブ滅菌は115℃で30分、121℃で15分、134℃で10分のいずれかの条件で行ってください。ケミクレーブ、EOG及び薬剤は、各製造業者の指示に従って使用してください。)
- ③強アルカリ・強酸性洗剤・消毒液等は、器具を変色・腐食させる恐れがありますので使用を避けること。また、金属たわし、クレンザー(磨き粉)などは器具の表面を損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- ④破折・曲がり等の原因になりますので、使用時に必要以上の応力を加えないこと。
- ⑤金属を腐食させる場合があるので以下の物質を使用しないこと。
次亜塩素酸ナトリウム、ポピドヨード、ホルマリン、グルコン酸クロルヘキシジン、超酸性水、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、フェノール等。
- ⑥使用後は器具に付着した血液、体液、組織片等を速やかに除去すること。
- ⑦金属疲労などで破損の恐れがあるため、長期間使用しないこと。
- ⑧アレルギーが認められる方には使用しないこと。
- ⑨本品は、患者毎に取り替えて使用すること。
- ⑩本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

- 水分・汚れが付着したまま保管しないこと。
- 本品は、湿度の高い場所に長時間放置しますと錆びる恐れがありますので、湿度が低く清潔な場所に保管すること。
- 滅菌済みのものを保管するにあたっては、再汚染を防ぐ為に清潔な場所で適切に保管・管理すること。

〔有効期間等〕

本品は使用有効期限を特別定めていないため長時間使用により、材質の疲労・摩耗等で耐久性が低下することがあるため適宜新しい物と交換すること。

【保守・点検に係る事項】

使用(滅菌)前・使用後に破損、ヒビ、傷、変色、腐食等の異常がないか点検すること。これらがある場合は使用を中止すること。

【包装】

1 本入包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社背戸製作所
住 所：〒300-4223 茨城県つくば市小田 4596-1
電 話 番 号：029-867-0376
FAX 番 号：029-867-0439
製 造 業 者：株式会社背戸製作所

【販売業者の氏名又は名称及び住所等】

販 売 業 者：東京歯科産業株式会社
住 所：〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-10-5
電 話 番 号：03-3831-0176
FAX 番号：03-3835-8254